

Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 23 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>【「基本計画等の計画期間」のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間について、19行政機関のうち、3年としている機関が5機関、5年としている機関が10機関、その他4機関となっている。 実施計画の計画期間について、16行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況									
		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
3年	内閣府					←→					
	公正取引委員会					←→					
	公害等調整委員会					←→					
	法務省					←→					
	経済産業省					←→					
5年	宮内庁					←→					
	総務省					←→					
	外務省					←→					
	財務省					←→					
	文部科学省					←→					
	厚生労働省					←→					
	農林水産省					←→					
	国土交通省					←→					
	環境省					←→					
	防衛省					←→					
その他	国家公安委員会・警察庁					(計画期間) 21.1.1~24.3.31	←→				
	金融庁					(計画期間) 20.7.1~24.3.31	←→				
	消費者庁					(計画期間) 21.9.1~25.3.31	←→				
	復興庁							(計画期間) 24.2.10~28.3.31			

- (注) 1 平成 23 年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。
 2 は基本計画の計画期間、 \longleftrightarrow は実施計画の計画期間を表す。
 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。
 4 消費者庁は、平成 21 年 9 月 1 日に、復興庁は、24 年 2 月 10 日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。なお、復興庁の実施計画については、平成 24 年度に作成する予定となっている。
 5 農林水産省及び経済産業省は、実施計画の計画期間を計画策定日（農林水産省については、平成 23 年 7 月 26 日、経済産業省については、23 年 6 月 27 日）以降としているため、上記のような計画期間となっている。

イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
<p>行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第 6 条第 2 項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第 7 条第 2 項）。</p>

状況
<p>各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表 6 及び表 7 のとおりである。</p> <p>〔「事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要」のポイント〕</p> <p>事前評価については、法第 9 条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関は、19 機関のうち 14 機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。</p>

表 6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第 9 条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	—	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	—	事業評価方式
復興庁	—	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 [法第9条で義務付けられるもの以外]	事前評価において 基本とする評価方式
外務省	実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置（特定行政目的の実現のために税負担の軽減・繰り延べを行うものに限る。）に係る政策（実施に努める）	総合評価方式、事業評価方式*
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度 基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策 	事業評価方式
経済産業省	—	事業評価方式
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、財政投融资（政策金融を含む。）等をいう。）	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策（実施に努める）	事業評価方式*
防衛省	新規に概算要求、組織及び定員要求又は法令の改正を伴う場合等	事業評価方式

(注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

状 況

〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式を用いており、事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定している。

各行政機関が策定している実施計画（後記Ⅳ「各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」）においては、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を全て用いている機関が5機関となっている。また、実績評価方式のみを用いている機関が8機関及び総合評価方式のみを用いている機関が1機関となっている。

- 実績評価方式を用いている機関が16機関、次いで総合評価方式及び事業評価方式がともに7機関となっており、実績評価方式が最も多く用いられている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については2機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については2機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

（注）法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	22 政策	—	—	—	—
宮内庁	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	7 施策	—	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	11 規制、2 事業	7 基本目標、29 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成 23 年度に効果が発現する予定の事業[全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	12 施策	—	—	—	—
復興庁	—	—	—	—	—	—
総務省	—	20 政策 [6 (外数)]	—	—	—	—
公害等調整委員会	—	2 政策 (4 目標)	—	—	—	—
法務省	4 施策	7 施策[2 (外数)]	4 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標(20 施策)[2 含む。] 49 具体的施策[3 含む。]	政府開発援助 5 案件	政府開発援助 14 案件	—
財務省	—	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—	—
文部科学省	—	政策体系の実現に向けて平成 22 年度に取り組んだ全ての施策	実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題(必要に応じて実施)	—	—	実施計画に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める
厚生労働省	9 事業 [3 (外数)]	6 施策目標	9 政策	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	公共事業 (24 地区及び 42 事業) 3 研究課題	16 政策分野[3 (外数)]	—	—	8 公共事業実施地区	—
経済産業省	—	5 政策	—	—	—	—
国土交通省	566 公共事業 (再評価) 66 公共事業 (完了後の事後評価) 71 研究開発課題 (終了時評価)	13 の政策目標に係る政策	17 テーマ	1 公共事業	7 公共事業	—
環境省	—	40 目標	—	—	—	—
防衛省	8 項目 (中間段階の事業評価) 7 項目 (事後の事業評価)	2 項目	2 項目	—	—	—
計	7 機関	16 機関	7 機関	2 機関	4 機関	2 機関

- (注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。
- 2 []は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。
- 3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。
- 4 復興庁の実施計画については、平成 24 年度に策定される予定である。
- 5 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

ウ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

a. 政策評価の結果の政策への反映

状 況

○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

b. 政策評価に関する透明性の確保

状 況

○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 評価実施件数

平成23年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図4及び図5、表8から表10までのとおりである。

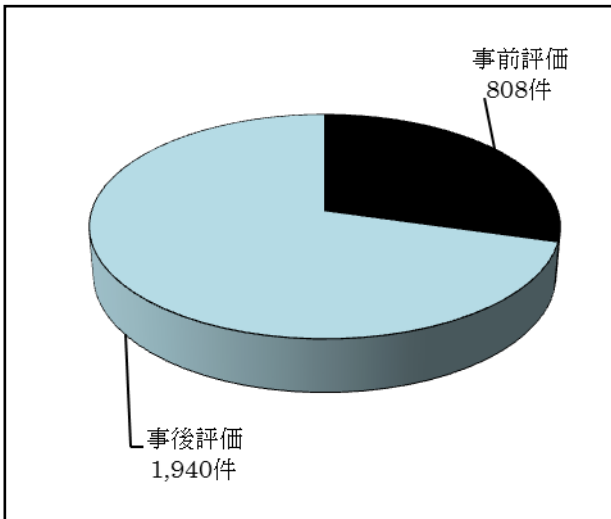
[「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,748件である（前年度2,922件）。
 - 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が808件、事後評価が1,940件となっている。
 - 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（1,067件）、次いで厚生労働省（654件）、農林水産省（410件）の順となっており、これらの3機関（2,131件）で全体の約78%を占める。
- * これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

（図4、表8）

図4 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

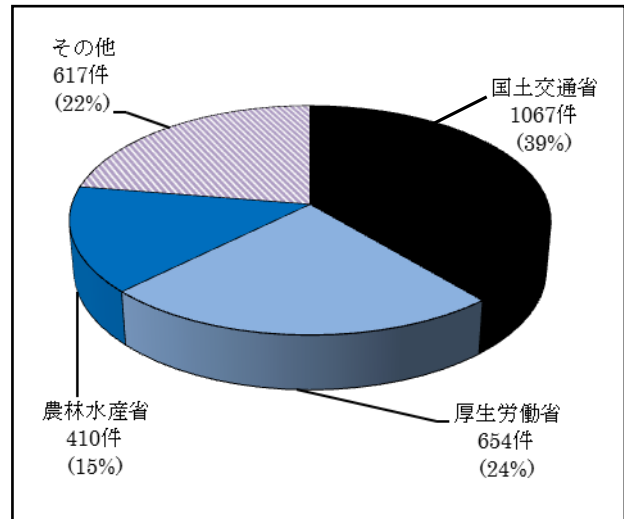


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				左記以外のもの（第3号）	計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）			
内閣府	19	21	21	0	0	0	40
宮内庁	0	2	2	0	0	0	2
公正取引委員会	0	7	7	0	0	0	7
国家公安委員会・警察庁	10	43	43	0	0	0	53
金融庁	19	29	29	0	0	0	48
消費者庁	3	10	10	0	0	0	13
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	33	27	27	0	0	0	60
公害等調整委員会	0	4	4	0	0	0	4
法務省	5	11	11	0	0	0	16
外務省	59	42	24	2	16	0	101
財務省	1	31	31	0	0	0	32
文部科学省	22	46	28	0	0	18	68
厚生労働省	104	550	28	0	42	480	654
農林水産省	141	269	225	0	44	0	410
経済産業省	65	26	26	0	0	0	91
国土交通省	302	765	757	1	7	0	1,067
環境省	11	40	40	0	0	0	51
防衛省	14	17	17	0	0	0	31
計	808	1,940	1,330	3	109	498	2,748

（注） 規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

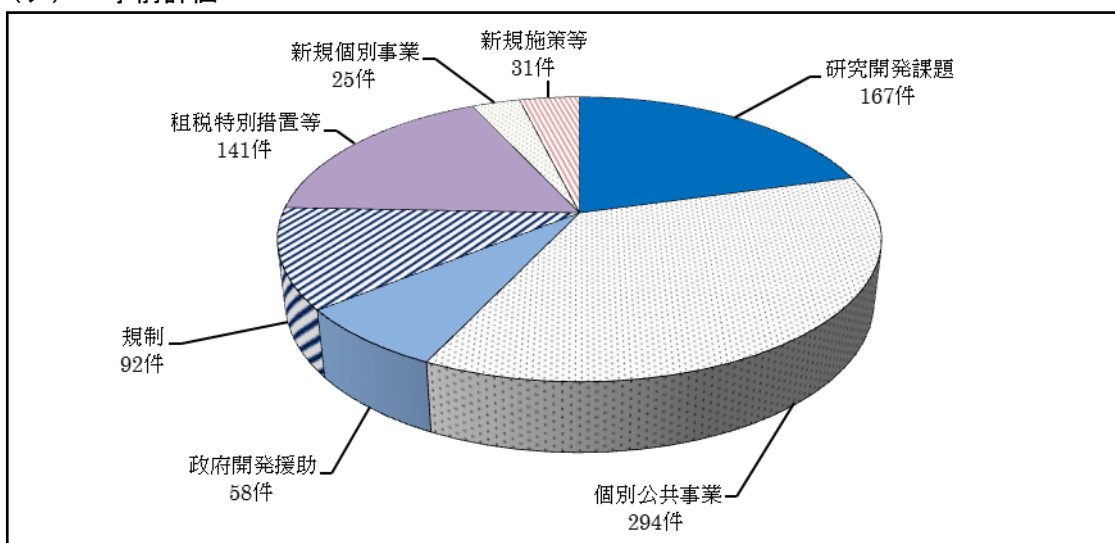
〔「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く294件、次いで研究開発課題を対象としたものが167件、租税特別措置等を対象としたもの141件の順となっている。なお、事前評価808件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは752件である。
- 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く796件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの720件となっている。

（図5、表9）

図5 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（ア） 事前評価



（イ） 事後評価

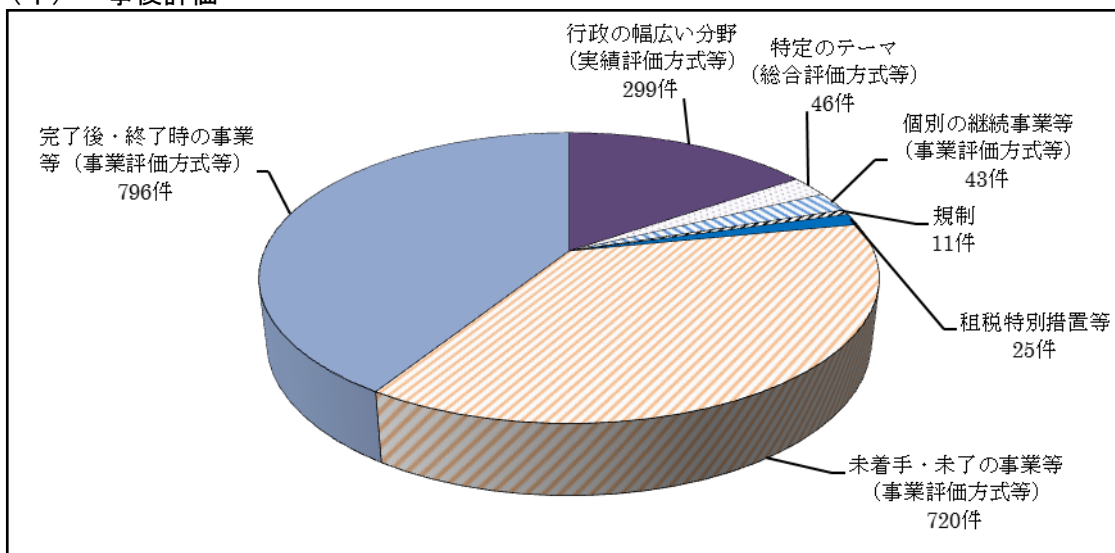


表9 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価								事後評価								小計	合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	小計	行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に定期的に評価（総合評価方式等）	個別の事業等継続を対象に評価（事業評価方式等）	規制を対象	租税特別措置等対象	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	小計		
内閣府	0	0	0	4	15	0	0	19	21	0	0	0	0	0	0	21	40	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	2	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	7	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	7	3	0	0	10	29	1	2	11	0	0	0	43	53	
金融庁	0	0	0	15	4	0	0	19	24	0	1	0	3	0	1	29	48	
消費者庁	0	0	0	3	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	10	13	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	12	0	0	12	9	0	0	33	20	0	0	0	0	0	7	27	60	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	4	4	
法務省	0	0	0	0	0	5	0	5	7	2	0	0	0	0	2	11	16	
外務省	0	0	58	1	0	0	0	59	0	24	0	0	0	18	0	42	101	
財務省	0	0	0	0	1	0	0	1	31	0	0	0	0	0	0	31	32	
文部科学省	8	0	0	2	3	9	0	22	28	0	18	0	0	0	0	46	68	
厚生労働省	27	35	0	16	17	9	0	104	6	9	12	0	1	46	476	550	654	
農林水産省	4	122	0	1	14	0	0	141	18	1	0	0	0	84	166	269	410	
経済産業省	0	2	0	9	49	0	5	65	5	0	0	0	21	0	0	26	91	
国土交通省	105	132	0	19	20	0	26	302	47	9	0	0	0	572	137	765	1,067	
環境省	0	3	0	3	5	0	0	11	40	0	0	0	0	0	0	40	51	
防衛省	11	0	0	0	1	2	0	14	2	0	8	0	0	0	7	17	31	
計	167	294	58	92	141													
	752						25	31	808	299	46	43	11	25	720	796	1,940	2,748

（注）1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象」欄、「政府開発援助を対象」欄、「規制を対象」欄及び「租税特別措置等対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を設定し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4] 事業評価方式：租税特別措置等 [15]	実績評価方式：21政策 [21]
宮内庁	—	事業評価方式：2政策 [2]
公正取引委員会	—	実績評価方式：7施策 [7]
国家公安委員会・警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [7] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]	実績評価方式：7業績目標 [29] 総合評価方式：1行政課題 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式：2事業 [2]
金融庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [15] 事業評価方式：租税特別措置等 [4]	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：2事業 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]
消費者庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [3]	実績評価方式：10施策 [10]
復興庁	—	—
総務省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る研究開発課題 [12] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [12] 事業評価方式：租税特別措置等 [9]	事業評価方式：7政策 [7] 実績評価方式：20政策 [20]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：4目標 [4]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [3] 事業評価方式：法務に係る調査研究 [2]	実績評価方式：8施策 [8] 総合評価方式：2施策 [2] 事業評価方式：1施策 [1]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [58] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1]	総合評価方式：24施策 [24] 総合評価方式：18政府開発援助 [18]
財務省	事業評価方式：租税特別措置等 [1]	実績評価方式：6総合目標 [6] 25政策目標 [25]
文部科学省	事業評価方式：新規・拡充事業等 [17] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [3]	実績評価方式：28施策目標 [28] 事業評価方式：18公益法人関連事業 [18]
厚生労働省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規事業 [9] 事業評価方式(公共事業)：平成23年度新規採択地区 [35] 事業評価方式(研究開発)：平成24年度予算概算要求に係る研究開発 [27] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [16] 事業評価方式：租税特別措置等 [17]	実績評価方式：6施策目標 [6] 総合評価方式：9政策 [9] 事業評価方式：3成果重視事業 [3] 事業評価方式：9継続事業 [9] 事業評価方式：1租税特別措置等 [1] 事業評価方式：46実施地区(再評価) [46] 事業評価方式：476研究開発課題 [476]
農林水産省	事業評価方式(公共事業)：122事業実施地区 [122] 事業評価方式(研究開発)：4研究開発課題 [4] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]	実績評価方式：16政策 [16] 3成果重視事業 [3] 総合評価方式：1課題 [1] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価84事業実施地区、完了後の評価160事業実施地区 [244] 事業評価方式(研究開発)：5研究開発課題 [5]

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
経済産業省	事前評価方式：5政策 [5] (含租税特別措置等 [49]) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [9] 事業評価方式：公共事業 [2]	実績評価方式：5政策 [5] (含租税特別措置等 [21])
国土交通省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求等に係る新規施策等 [26] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [19] 事業評価方式 (個別公共事業)：平成24年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [132] 事業評価方式 (個別研究開発課題)：平成24年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [105] 事業評価方式：租税特別措置等 [20]	実績評価方式：47施策目標 [47] 総合評価方式：9テーマ [9] 事業評価方式 (個別公共事業)：平成24年度予算概算要求に係る再評価等の572事業 [572] 事業評価方式 (個別公共事業)：事業完了後の一定期間経過時の67事業 [67] 事業評価方式 (個別研究開発課題)：終了時評価の研究開発課題 [70]
環境省	事業評価方式：新設規制 [3] 事業評価方式：租税特別措置等 [5] 事業評価方式：個別公共事業 [3]	実績評価方式：40目標 [40]
防衛省	事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規事業 [2] 事業評価方式：平成24年度予算概算要求に係る新規研究開発 [11] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	中間段階の事業評価：8項目 [8] 事後の事業評価：事業を完了した7項目 [7] 実績評価方式：2項目 [2]

(注) [] 内は、評価実施件数である。

イ 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている (法第10条)。

平成23年度の評価書の公表件数を月別にみると、図6及び表11のとおりである。

〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- 平成23年度の政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、9月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。
- このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

(図6、表11)

図6 評価書の公表時期

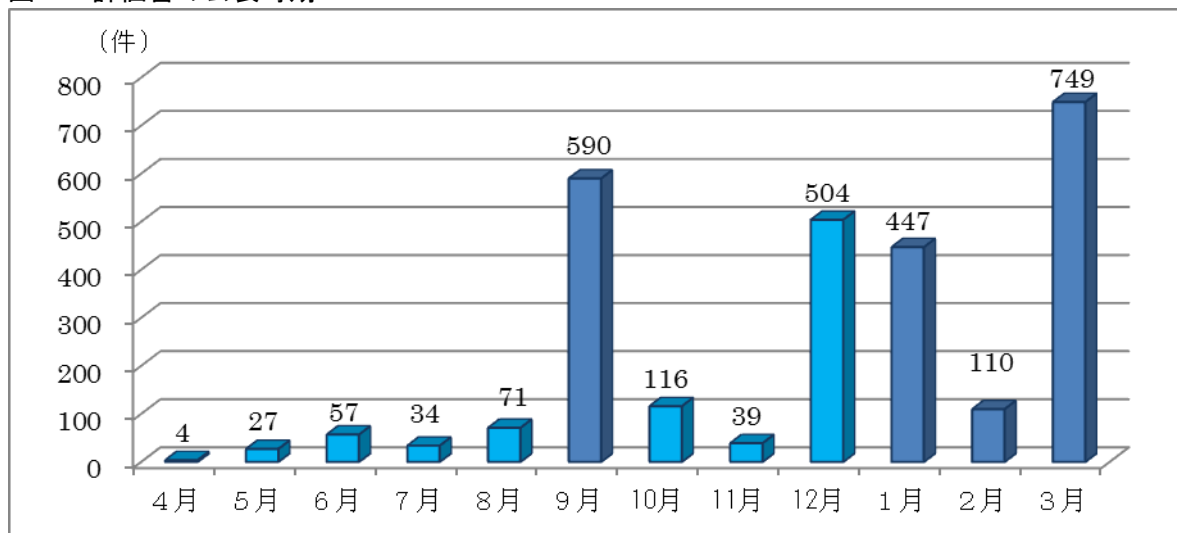


表11 評価書の公表時期

(単位: 件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成23年										24年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	40	0	0	0	0	0	15	21	0	0	0	1	3	
宮内庁	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	
国家公安委員会・ 警察庁	53	0	0	0	29	0	3	0	0	0	0	7	14	
金融庁	48	0	0	1	1	1	33	0	2	0	7	0	3	
消費者庁	13	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	2	1	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	60	0	0	0	0	0	48	4	0	0	0	1	7	
公害等調整委員会	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	
法務省	16	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	0	0	
外務省	101	1	2	17	4	51	3	0	3	1	1	3	15	
財務省	32	0	0	31	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
文部科学省	68	0	0	0	0	0	48	0	0	0	0	0	20	
厚生労働省	654	1	0	1	0	3	53	6	0	503	0	82	5	
農林水産省	410	0	20	6	0	0	78	0	0	0	0	1	305	
経済産業省	91	0	0	0	0	0	82	1	2	0	0	3	3	
国土交通省	1,067	1	5	0	0	12	186	34	15	0	439	10	365	
環境省	51	1	0	1	0	2	4	42	1	0	0	0	0	
防衛省	31	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	8	
計	2,748	4	27	57	34	71	590	116	39	504	447	110	749	

(注) 1 平成24年度予算概算要求については、「平成24年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令」(平成23年政令第264号)により、23年9月30日が要求期限とされた。

2 農林水産省及び国土交通省の平成24年3月の件数には、平成24年度予算の成立に合わせて24年4月6日に公表された個別公共事業の評価書が含まれている。

(3) 政策への反映状況

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表12及び表13のとおりである。

[「政策への反映状況(事前評価)」のポイント]

事前評価の結果、平成24年度予算概算要求に反映したものは249件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの(評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの)は5件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等対象	計
評価実施件数	167	294	58	92	141	25	31	808
政策評価の結果の政策への反映件数	167 (112)	294 (46)	58 (36)	92 (0)	141 (0)	25 (25)	31 (30)	808 (249)
うち評価対象政策の見直し等	0	0	0	0	0	0	5	5

（注）1 表中の（ ）内は、平成24年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成23年度に更に政策への反映を行った件数は24件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成24年度機構・定員要求に反映したものは14件（機構要求3件、定員要求14件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものである。

〔「政策への反映状況（事後評価）」のポイント〕

- 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているものは959件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているものは168件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているものは17件となっている。
- 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、39.4%（388件中153件）（昨年度43.5%）となっている。
- 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの47件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの12件となっている。

（図7、表13）

図7 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

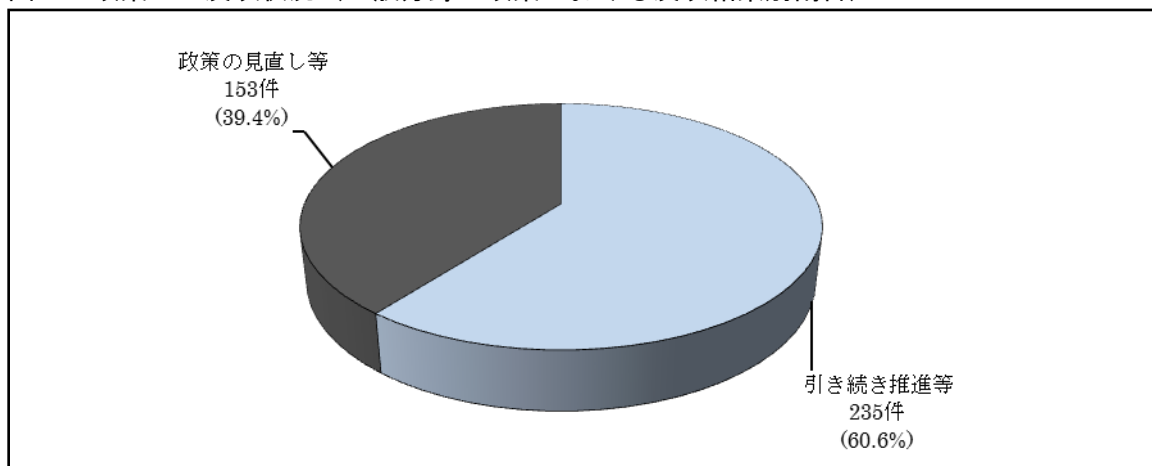


表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に適期に評価（総合評価方式等）	個別の継続事業等を対象に評価（事業評価方式等）						
評価実施件数	1,144	388	299	46	43	11	25	720	796	1,940
政策評価の結果の政策への反映件数	1,144 (1,026)	388 (306)	299 (262)	46 (29)	43 (15)	11 (0)	25 (0)	720 (720)	796	1,940
これまでの取組を引き続き推進	959 (865)	235 (177)	172 (154)	26 (9)	37 (14)	11 (0)	25 (0)	688 (688)	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	168 (144)	153 (129)	127 (108)	20 (20)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	15 (15)	—	—
評価対象政策の重点化等	47 (44)	47 (44)	33 (30)	14 (14)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	12 (12)	11 (11)	10 (10)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	17 (17)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	—	—
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—

- (注) 1 表中の（ ）内は、平成24年度予算概算要求等（24年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等）に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成24年度機構・定員要求に反映したものは126件（機構要求42件、定員要求123件）である。
また、「平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は1件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i)評価対象政策の改善・見直し（政策の拡充等）を行っているもの、(ii)評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv)評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。
- 7 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成23年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、23年5月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）については、重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成23年度から25年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
 - ・ 消費者取引対策の適正化に関する政策評価
 - ・ 高齢者、障がい者の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価
- 平成23年度に実施する評価のテーマ
 - ・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価
- ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
 - ・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成24年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、24年4月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

ア 統一性又は総合性を確保するための評価

平成23年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、3テーマを実施した。これらのうち、2テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の1テーマについては、評

価を実施中である（平成24年4月末現在）。また、平成22年度から23年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、1テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の防止等に関する政策評価（平成24年1月20日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待の防止等に関する政策については、 <ul style="list-style-type: none"> ① 児童虐待相談対応件数は増加の一途 ② 虐待死亡児童数は減少していない ③ 「発生予防」、「早期発見」、「早期対応から保護・支援」、「関係機関の連携」の各施策における効果の発現状況をみても、早期対応から保護・支援については一定の効果がみられるものの、残りの施策についてはいずれも不十分であることから、政策全体としての効果の発現は不十分であり、各施策における問題・課題を解消するための措置を勧告した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（平成24年4月20日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法曹人口の拡大により、弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消など国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備など一定の効果あり。 ○ 一方、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討、法科大学院における教育の質の向上、法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討等の課題があり、そのための改善方策を勧告した。
評価を実施中の1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 	
評価の結果の政策への反映が図られた1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまでのバイオマスタウンの取組状況を踏まえ、市町村による取組効果の定期的・自主的な検証に資するための「市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案」を関係市町村に提示し、計画の実現性を確保する取組等が行われた。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 23 年度においては、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成23年度における点検活動の実施状況
<p>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が平成 24 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、各行政機関からの補足説明をも踏まえて点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 165 件であり、平成 23 年 11 月 8 日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、149 件の評価について課題を指摘。 ○ 今後の課題として、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について分析・説明を充実させるとともに、点検結果において分析・説明が不十分であると指摘されたものについて、評価の修正・やり直し等を含め適切な説明を行う必要があることを提起。
<p>【規制の事前評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、点検を実施。 ○ 対象とした政策評価は、10 の行政機関に係る 111 件であり、随時、点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、85 件の評価について課題を指摘。 ○ 指摘した主な課題は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・費用の要素について、評価書に記載されている要素の他に発生又は増減することが見込まれる評価については、その具体的な要素を可能な限り列挙し、説明する必要がある。 ・費用と便益の関係の分析について、費用及び便益を説明するにとどまり、その関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
<p>【公共事業に係る政策評価の点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、点検を実施。 <p>(1) 平成 22 年度の政策評価の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象とした政策評価は、4 の行政機関に係る 11 事業 124 件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成 23 年 8 月 26 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、個別に課題を指摘した評価は 52 件であり、また、5 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。 ○ 各行政機関においては、指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。 ○ 事実関係を把握・整理した結果見いだされた一般的な課題について、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・費用対効果分析マニュアルについて、策定から長期にわたって改定されておらず、現行の制度に対応していないものなどがみられるので、その内容に不備がないか、必要な見直しを常に行うことが求められる。 ・費用対効果分析を行うに当たっては、計上すべき便益及び費用が全て計上されているか、計上すべきでない便益及び費用が計上されていないかについて、十分留意する必要がある。 <p>(2) 平成 23 年度の政策評価の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象とした政策評価は、3 の行政機関に係る 10 事業 51 件であり、このうち、評価の妥当性に疑問が生じたものについて、事実関係の把握・整理を行い、平成 24 年 3 月 30 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表。 ○ 点検の結果、個別に課題を指摘した評価は 11 件であり、また、4 事業については、事業ごとに共通する課題も指摘。 ○ 各行政機関においては、指摘を踏まえ、評価書の修正や費用対効果分析マニュアルの改定などの改善措置等が講じられることとなった。

平成23年度における点検活動の実施状況

【平成19年度重要対象分野のフォローアップ】

政策評価・独立行政法人評価委員会では、平成19年度に政策評価の重要対象分野とされた、①少子化社会対策関連施策及び②若年者雇用対策に関し、関係行政機関が行った政策評価について、課題を取りまとめ、20年11月に総務大臣に答申を行った。これらの政策に関して平成22年度に行われた関係行政機関の政策評価等について、答申において示された課題への対応状況のフォローアップを21年度に続き実施し、23年5月30日にフォローアップ結果を関係行政機関に通知し、公表。